

第3回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時：平成27年9月17日（木）14:00～

場 所：ルビノ京都堀川「嵯峨」

会議次第

1 開会

2 説明事項

- (1) 前回委員会の概要
- (2) 京都府いじめ調査について
- (3) 京都府のいじめ防止等事業・施策について

3 その他

4 閉会

説明 1

平成27年度第2回いじめ防止対策推進委員会 概要

1 日 時 平成27年7月23日(木) 午後2時00分から同4時00分

2 場 所 京都平安ホテル「羽衣」

3 出席者 【委 員】6名(1名欠席)

【府教委】指導部長、教育企画監、学校教育課長 他

【傍聴者】なし

4 概 要

(事務局からの説明事項)

- (1) 前回委員会の概要
- (2) 京都府いじめ調査について
- (3) いじめに関する各種調査統計について
- (4) その他

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

京都府いじめ調査について

- 第1回委員会で出された意見を踏まえ、平成27年度のいじめ調査を実施することについて説明。特に意見はなし。

いじめに関する各種調査統計について

- マスメディアに関する調査にかかわって、平成24年ぐらいからテレビに対する好意的な評価が低下している。スマートフォンやインターネットによるトラブルに巻き込まれる心配が出ているが、テレビの番組でも朝から事件のことばかり流されており、現実とゲームの世界とがわからないような時代になってきている。子どもたちはゆがんだ感じでとらえてしまい、それは親も懸念していると思う。
- 深夜テレビで子どもたちが好きなアニメをやってたりして、昼夜逆転している。
- 情報モラルを教育し、子どものメディアリテラシーをどういうふうに育てるかということも大切である。ネット上のいじめとかにも関係するので、こうしたものに対する理解や認識、態度、スキルみたいなものを高めていくことが必要である。
- 子どもは、普通の時間にテレビを見ていると、親と一緒に冗談と本当のことも区別しながら、きっちり育つと思う。ただ、生活リズムが崩れるので、昔に比べると制限をしなければいけないというのは事実だと思う。
- スマートフォンとか携帯は、何時以降は使わないようにしましょうとか市町によって制限をしているところもある。
- メール、SNSで、先生が子どもとやりとりするというのは問題だ。

- 高校では、顧問が部活動の連絡に利用している実態もある。
- いろんな調査を見ると、高校生の場合、90%以上がスマートフォンや携帯を持っていて、それがほとんどスマートフォンに変わっていき、中学生でも50~60%割持っている。安全確認とかのため、持たせたい保護者もいるので、非常に難しい問題である。
- ソーシャルメディア、メディア自体を規制するということで、何時以降やめようということができるかもしれないが、基本的には子どもたちのメディアリテラシーを育てるしかないと思う。
- 一般的な企業だと、顧客とのやりとりは会社のパソコンでしか出来ない。個人的なやりとりを自分の携帯やパソコンでやってしまうと、個人的な問題につながるかもしれない。先生というのは、24時間、学校の先生で、職場でしか仕事をしないというわけではない。仕事を持って帰られる。難しいと思うが、仕事と個人の線引きをいかにすることが大切である。

その他

- 岩手の事件では中学生が連絡ノートに具体的なことを書いて、担任の先生も淡々と対応しているように見えるが、中学生の頃はみんなこのように「自殺する」、「死ぬ」というようなことを言うのであれば、そのことによって、この子が埋没していた可能性があるのではないか。
- 担任は気に掛けていた、対応していたとの記事もあり、埋没させていたわけではないと思うが、学校がいじめ件数を0にしようとしていたという報道は気になる。
- 件数が0というのは、おかしいのであって、ささいなことが少しでもあったら報告するようにというのが、責任者としての校長の役割ではないかと思う。
- 問題になるのは、基本方針はつくってあったが、それが機能していたがどうかということ。いじめ防止組織が常設してあって、会合が定期的に開かれて、把握していくことが望ましいが、学校によって実態が様々なのは危惧される。
- 常設の委員会が、こういうことが起こったときに機能することが大切。担任は加害側生徒を注意したが全然変わらなかつたとの報道もあるが、女性の先生が男子生徒に注意しても言うこときかないことがあるので、担任も悩んでいたのだと思う。管理職に相談できない雰囲気があったのかと思う。
- 管理職が法律を理解せず、自分たちは知らなかった、担任1人の責任ともとれる発言は問題である。
- 校長先生方に、「いじめをなくそう」、「ゼロにしましょう」と言ってはいけないと考えている。体罰とか、学校事故は「なくしましょう」とは言えるが、いじめに関しては、そこに3人集まれば必ずいじめが起こるという人間観を持たないといけない。いじめがあっても、早く見つけることが1番大切であり、早く見つけることを徹底する必要がある。

- 1番悪いのはシステムが機能していないことに尽きる。いじめへの対応で、担任の年齢や経験によって違いがあるのかが気になる。
- ものが言えない雰囲気の学校はあると思う。とりあえず形が作られて、その時は意識があるけども、その内になくなるということの繰り返しではないか。続けて啓発していかないと組織的に動かないということになる。
- 担任が抱え込んでしまうという学校文化が日本ではどうしてもある。いろんな専門家がみんなでオープンにチームでやることがないのが、今回大きな問題だと言われている。抱え込まずに学校全体で共有するという意識や雰囲気を校長が持つことが求められる。
- チーム学校といわれるが、そうはなっていない。いろんな機会に、チームとして機能させていくことや、いじめをできるだけ把握していくことを意識する。いじめは、起こり得ることだが、なくさなければならぬのはいじめに関連する自殺。いじめは撲滅できないので、できるだけ拾い上げて最小化することが大切。うまくいけば成長のための良い意味でのストレスにもなる。
- いつも1人でぽつんといいるような子どもは、いじめ調査では曖昧で、担任もその状況に気づいてはいるが見て見ぬふりをしている状況があるのではないか。そういう盲点を発見するような調査もしている市町村があるとの報道もあった。
- 京都府内でも生活アンケートをされている市町もあると聞いている。ただ、いじめ調査については法もできたので、府内で同じ定義で統一して行っている。
- 相談されたら、動かないといけない。大人側の問題として、より自覚を深めて、サインを絶対に見逃さないで、ひとりで解決しようとしないことを徹底させないといけない。
- 岩手県の事例では、小規模校でなく、同じ学年で4クラスぐらいあって、それなりの規模がある学校のようだが、学年団とか担任団とかでも相談ができなかつたのか。
- 本人が調査で訴えることと担任の観察の間にズレがある。担任は生活記録ノートに書かれていることは把握し、いじめがあると確認できているが、生徒が調査でいじめがないと答えれば、いじめはないとなってしまう。
- いじめの認知件数というのは何も調査だけではなく、個人面談や本人の訴え、日々の観察から一応あげてくるはずだが、担任のレベルでそれがどれだけ意識されているかが問題である。
- 行政レベルでは、日々の子どものサインを見逃さないようにと訴えている。その上で、こういうアンケート調査、聞き取り調査をしてもらいながら、子どもの変化をとらえることを管理職に言っている。
- いじめのような問題は、喉元過ぎると熱さ忘れるということになり、だんだん感度が下がる。いじめ調査の意義というのは、いじめの発見というのもあるが、この調査をやることによってもう一度スイッチを入れ直す、感度をもう1回維持するような装置としての隠れた意味がある。

- 教職員に対する毎月のアンケートはないのか。「あなたのクラスにいじめありますか」というようなことをするだけでも教師の意識はあがると思う。ひやりとすることがあったら、それは今回大事に至らなくてよかったということで、次は注意しようと思う。そういうことをやっていれば職員会議で自動的にあがっていくことになる。
- 岩手県矢巾町の事案では、1年生のころからいじめられていたということだが、担任間の引き継ぎはなされていなかったのか。
- 報道によれば、1年生のときは校長まで上がっていて、指導したので終わったという整理がされた。校長が変わったが、校長間で引き継ぎがなかったようである。
- これから第三者委員会を立ち上げて人選をしていくようだが、被害者の意向に沿った者を委員に入れるとの報道もある。断れない状況もあると思うが、中立性、信頼性、信憑性をどのように担保していくのか。
- 常設の第三者委員会に、被害者側の意向に沿ったメンバーを入れない場合、被害者側の協力が得られない中で報告書を作っても、それは有効なのかどうかを検討する必要がある。
- 被害者、遺族側が1番知りたいのは真実であり、納得のいく第三者委員会の人選が必要であると思う。他県の事例みたいに、顧問弁護士を入れるということをせず、納得のいく人選をして、提示することだと思う。
- 第三者委員会の委員のあり方について、被害者側の要望が強い場合等の対応については、他府県の例も参考に検討しておく必要があるのではないか。
- 中学校では、担任の先生は、生活記録ノートみたいなのはよくやっていることなのか。結構詳細に書かれているが、保護者には、全然中身が伝えられてなかつた。誰にも言わないのでくださいと書いてあると、担任としても保護者に伝えるべきかどうか迷うのでは。スクールカウンセラーと相談するのか。
- 今回のような生活ノートだけではなく、勉強と一体型になっているものは結構実施している。勉強しましたということと、その中で自分の思いを書いたりすることは実施している。あとは、班やグループの中で回したりするノートで、担任もみながらやるものがある。この学校が、個別に悩みなどを担任の先生とやりとりするのはすごくいい取組だと思うが、これがなぜ生きなかったかというのが残念でならない。
- 最大40人いるわけで、空き時間がない中、40冊みるのは労力としては大変だと思う。きっちりみられるのかなども思う。

説明 2-①

平成27年度いじめ調査の実施について（概要）

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査を通じて、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く）

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケート調査と個別の聞き取り調査を実施する。

※ アンケート調査については、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町（組合）教育委員会の判断により無記名も可とする。

※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケート調査によらない調査方法も可とする。

※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

- (1) 1回目、2回目の調査は3の調査方法により、市町（組合）教育委員会が定める期日までに実施すること。
- (2) 2回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて平成28年3月末までに調査を実施すること。
- (3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施すること。

5 結果の集計

- (1) 調査結果は次の3段階で集計する。

1段階	<p>児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。</p>
2段階	<p>1段階の中で教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要があると判断したもの。 ※学校として生徒指導体制を構築して学年、学校等のレベルで対応策を講じ、継続的に解消に向けた取組を進めたり経過観察をしたりするなどの必要がある（あつた）ものとする。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1段階の中で未解消の状態のもの（解消したように見えていても引き続き経過観察が必要なものも含む。）・ 学校を欠席している状態が継続するなど、3段階に至る恐れのあるもの
3段階	<ul style="list-style-type: none">・ 2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。・ 2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。 ※なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、3段階として認知するものとする。 その場合、1段階及び2段階にもカウントすること。

- (2) 各段階ごとに「件数」「解消件数」「態様」を集計する。

- (3) 集計には、アンケート調査等で把握したものの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 結果の公表

- (1) 学校は、調査結果について教職員以外の外部（学校評議員、スクールカウンセラー等）の視点を取り入れた第三者による検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。

- (2) 今回の調査に基づく報告結果については、原則公表するものとする。

説明2-②

平成27年度京都府いじめ調査(第1回)の結果について(小中学校)

1 アンケート調査の状況

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	177	22	79	10
無記名式	15	2	8	0

<対象児童生徒数>

	在籍者数	調査者数	家庭訪問等による調査者数(内数)	未調査者数
			家庭訪問等による調査者数(内数)	
小学校	63,065	62,851	36	214
中学校	31,580	31,319	195	261

2 認知・解消件数

	小学校						中学校					
	1段階		2段階		3段階		1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消
府立							9	8	1	0	0	0
向日市	828	818	10	0	0	0	63	52	11	0	0	0
長岡京市	1,010	877	155	22	0	0	124	64	64	4	0	0
大山崎町	186	185	25	24	0	0	28	25	5	2	0	0
宇治市	2,215	2,210	7	2	1	0	197	177	30	10	0	0
城陽市	959	894	65	0	0	0	123	116	7	0	1	0
八幡市	671	667	5	1	0	0	117	116	5	4	0	0
京田辺市	852	835	17	0	0	0	95	79	16	0	0	0
木津川市	241	241	0	0	0	0	216	213	6	3	0	0
久御山町	207	202	5	0	0	0	9	6	3	0	0	0
井手町	69	68	1	0	0	0	3	3	0	0	0	0
宇治田原町	28	28	0	0	0	0	18	16	3	1	0	0
精華町	235	235	0	0	0	0	51	51	0	0	0	0
相楽東部連合	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
亀岡市	1,061	1,054	8	1	0	0	92	91	5	4	0	0
南丹市	287	280	8	1	0	0	24	24	10	10	0	0
京丹波町	144	144	2	2	0	0	29	27	2	0	0	0
綾部市	353	342	13	2	0	0	44	43	4	3	0	0
福知山市	754	754	17	17	0	0	112	112	11	11	0	0
舞鶴市	1,012	1,011	1	0	0	0	186	175	11	0	0	0
宮津市	263	263	0	0	0	0	30	30	0	0	0	0
京丹後市	438	434	4	0	0	0	74	70	9	5	0	0
伊根町	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
与謝野町	110	108	2	0	0	0	13	10	3	0	0	0
中学校組合							12	11	1	0	0	0
合計	11,946	11,673	345	72	1	0	1,669	1,519	207	57	1	0
平成26年度第1回	12,012	11,505	690	183	0	0	2,178	1,944	324	90	0	0

3 いじめの態様

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
小学校	1段階	7,107	2,600	3,544	2,346	472	995	1,573	232	806
	2段階	136	99	85	66	25	15	30	12	20
	3段階	1	0	0	1	0	0	0	0	0
中学校	1段階	1,138	218	383	195	38	137	144	128	131
	2段階	144	42	50	19	3	10	13	12	17
	3段階	1	1	0	0	0	0	0	0	0

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況

理由	小学校	中学校
保護者、生徒とも居所不明	2	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	18	81
保護者や生徒が調査に応じない。	20	72
フリースクール等の学校以外の施設に通所	137	98
発達障害や心身が不安定なため、調査に応じられない。	20	8
保護者の母国に帰国しているため調査できない。	2	1
外国からの転入により、日本語が理解できない。	4	0
病気・入院・死亡等により調査ができない。	11	1
合計	214	261

平成27年度いじめ調査(第1回)の結果について(府立学校)

1 アンケート調査の状況

	高 校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	47	0	10	1
無記名式	0	0	0	0

<対象児童生徒数>

	在籍者数	調査者数	家庭訪問等による調査者数(内数)	未調査者数
			(内数)	
高 校	34,617	34,519	53	98
特別支援	1,546	1,530	10	16

2 認知・解消件数

	1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消
高校(全日制)	371	267	121	17	0	0
高校(定時制)	50	38	14	2	0	0
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	92	75	21	4	0	0
合 計	513	380	156	23	0	0
平成26年度第1回	616	484	153	21	0	0

3 いじめの態様

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
高校(全日制)	1段階	247	30	55	12	7	37	27	48	18
	2段階	86	13	16	8	2	12	8	22	4
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校(定時制)	1段階	25	6	13	2	7	4	6	4	5
	2段階	8	2	4	0	2	0	2	0	1
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校(通信制)	1段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	1段階	56	13	14	8	2	4	4	3	9
	2段階	18	1	5	2	0	1	0	0	1
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0

* いじめの態様については、複数回答可

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	18	22	—	3
保護者や生徒が調査に応じない。	5	20	—	9
フリースクール等の学校以外の施設に通所	0	0	—	0
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	13	0	—	0
休学中、または休学の手続き中である。	5	3	—	0
施設に入所中である。	0	0	—	2
留学中である。	4	0	—	0
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	3	0	—	1
病気・入院・死亡等により調査ができない。	5	0	—	1
合 計	53	45	※	16

※ 通信制についてはスクーリング受講生徒のみを調査対象としている。

参考①

1 調査結果概要

(1) 調査の状況 ア アンケート調査の状況(学校数)

学校種	平成26年度(第1回)				平成26年度(第2回)				平成27年度(第1回)			
	府様式	記名式	無記名式	記名式	府様式	記名式	無記名式	記名式	府様式	記名式	無記名式	記名式
小学校	1,891	1,3	2,1	2	1,86	2,0	1,8	1	1,77	1,5	2,2	2
中学校	789	9	8	1	81	9	6	0	79	8	10	0
高等学校	460	0	0	0	460	0	0	0	47	0	0	0
特別支援学校	100	0	1	0	100	0	1	0	10	0	1	0
計	3,231	2,2	3,0	3	3,23	2,9	2,5	1	3,13	2,3	3,3	2

イ 対象児童生徒数

学校種	平成26年度(第1回)				平成26年度(第2回)				平成27年度(第1回)			
	在籍数	調査数	未調査数	在籍数	調査数	未調査数	在籍数	調査数	未調査数	在籍数	調査数	未調査数
小学校	63,584	63,358	226	63,654	63,336	318	63,065	62,851	214	63,390	63,319	261
中学校	31,909	31,370	539	31,939	31,380	559	31,580	31,319	261	35,324	34,386	978
高等学校	35,524	34,461	1,063	35,364	34,364	978	34,617	34,519	98	1,493	1,464	29
特別支援学校	132,510	130,653	1,857	132,446	130,568	1,878	130,808	130,219	589	75	55	0

(2) 認知・解消件数

学校種	平成26年度(第1回)				平成26年度(第2回)				平成27年度(第1回)			
	1段階	2段階	3段階	認知・解消	1段階	2段階	3段階	認知・解消	1段階	2段階	3段階	認知・解消
小学校	12,012	11,505	690	1,830	0	11,050	10,777	428	0	11,946	11,673	345
中学校	2,178	1,944	324	900	0	1,626	1,460	278	112	0	1,669	1,519
高等学校	541	429	133	210	0	364	266	106	8	0	421	305
特別支援学校	75	55	20	0	0	73	45	28	0	0	92	75
計	14,806	13,933	1,167	294	0	13,113	12,548	840	275	0	14,128	13,572

※ 解消率 (94.1%) (25.2%) (-) (95.7%) (32.7%) (-) (96.1%) (21.5%) (0%) ※ 単位「人」

2 調査対象期間

	平成26年度(第1回)		平成26年度(第2回)		平成27年度(第1回)	
	小中学校	平成26年4月～7月	第1回調査後～平成27年1月	第1回調査後～平成26年12月	第1回調査後～平成26年12月	平成27年4月～7月
高等学校		平成26年4月～7月		平成27年4月～7月	平成27年4月～7月	平成27年4月～7月
特別支援学校		平成26年4月～7月		平成26年4月～7月	平成26年4月～7月	平成26年4月～7月

参考②

7 教学第253号の1
平成27年8月27日

各市町（組合）教育委員会教育長様

京都府教育委員会
教育長 小田垣 勉

平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の
一部見直しについて（依頼）

別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から依頼がありました。

京都府においては、これまでから、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるとの認識のもと、児童生徒が「いやな思いをした」ものからきめ細かく丁寧に実態把握を行っていただき、いじめの早期発見・早期対応に繋げていただいているところであります。

このことから、今回一部見直しの依頼があったところですが、京都府における「いじめ」の考え方は従来と変わるものではないため、「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査及びいじめ防止対策推進法を踏まえた学校の取組状況に関する調査について（平成27年3月3日付教育長通知）」において、既に御回答いただいている内容により対応することとしますので、御承知願います。

なお、御報告いただいている内容等に修正や追加が必要な場合は、下記により提出願います。

記

- 1 提出書類 調査Ⅱ 平成26年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等
- 2 提出期日 平成27年9月10日（木）
- 3 提出先 貴市町（組合）を所管区域とする教育局の局長

担当	学校教育課 指導第2担当 竹林
電話	075-414-5840

写

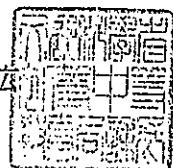
27初児生第26号
平成27年8月17日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
株式会社立学校を認定した各市町村担当部課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

坪田知広



(印影印刷)

平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて（依頼）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。先日、岩手県矢巾町で中学2年生が自殺した事案では、亡くなった生徒がアンケート調査にいじめを受けていた旨を記載したものの、学校は、人間関係上のトラブルと捉え、しかもそのトラブルは解決済みと判断し、結局いじめと捉えませんでした。全国的にも、この事案と同様、いじめとして認知されず、組織的な対応がなされていない事案があるのではないかと懸念しており、さきに発出した「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について」（平成27年8月4日付け27初児生第20号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）においても緊急の点検をお願いしたところです。

また、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（以下「問題行動等調査」という。）における児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数については、都道府県間の差が極めて大きい状況であります（別添1のとおり、平成25年度分調査では最大で約83倍の差となっている。）、実態を正確に反映しているとは考え難く、問題行動等調査が国の施策を考える上で極めて重要な指標であることを踏まえると、看過し得ない課題となっています。

そこで、このたび、いじめの認知について抽出による聞き取り調査を実施した結果、いじめの認知をめぐる課題が明確になったので、従来、示しているものも含め、いじめの認知に関する考え方を記1のとおり示します。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村担当部課にあっては認可

した学校に対し、下記事項を周知するとともに、正確な状況の把握のため、既に提出いただいた平成26年度問題行動等調査「調査Ⅱ 平成26年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等」についてのみ、記2に記載の留意点を踏まえて見直しを行い、再度御提出いただくようお願いします。その際、各学校に対しては、アンケート調査や個別面談の結果、いじめの防止等の対策のための組織で共有した情報などを丁寧に精査し、認知漏れの絶無を期するよう御指導願います。

なお、提出の方法は、原則として平成26年度問題行動等調査と同様であり、詳細は、別添3を参照してください。

記

1 いじめの認知に関する考え方

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。
- (2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- (3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えるべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。
- (4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

反対に、いじめの認知件数が零又は僅少である学校については、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。そのいずれであるかを検証するための有効な手段として、特に、昨年度中におけるいじめの認知が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認されたい。

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを

認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

- (5) 「いじめの真の発生件数／児童生徒数」に、都道府県間で数十倍の差があるとは考えられないことから、仮に、今回の再調査の結果、平成25年度分調査における児童生徒1,000人当たりの認知件数が上位に属さない都道府県において同件数が急増したとしても、それは、いじめの認知が正確に行われるようになり、実態をより正確に反映した数値になったというだけで、その都道府県におけるいじめの発生が増えたと捉える必要はないと考えられる。

2 見直しに当たり留意すべき点

- (1) 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案（解消したからといっていじめが発生しなかったことになるものではない）についても遗漏なく認知件数に計上すること。
- (2) 対人関係のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあった可能性を踏まえ、慎重に確認すること。
- (3) アンケート調査や個別面談等におけるいじめを受けた旨の申出は、重く受け止め、いじめの定義に従い適切に判断すること。
- (4) 都道府県への抽出調査で使用した具体的な事例（別添2）を参照し、校内で共通理解を形成した上で、今回の再調査に当たること。
- (5) 平成26年度問題行動等調査「調査Ⅲ 平成26年度における小学校及び中学校における不登校の状況等」及び「調査Ⅳ 平成26年度における高等学校における長期欠席の状況等」の「不登校になったきっかけと考えられる状況」において「いじめ」に計上した事案については、特段の事情がない限り、今回の見直しにおいて、全て「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数」に計上すること。（別添4参照）

また、重大事態に計上したにもかかわらず、いまだ同項の規定による調査を実施していない場合は、速やかに調査を実施すること。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課生徒指導室

生徒指導調査分析係

生徒指導企画係、いじめ対策支援第一・第二係

電話番号 03-5253-4111

03-6734-3057（直通）

e-mail s-sidou1@mext.go.jp

(別添1)

平成25年度 都道府県別 いじめの認知件数(国公私立)

順位	都道府県	認知件数(件)	1000人当たりの認知件数(件)
1	京都府	28,118	99.8
2	鹿児島県	14,240	72.0
3	宮崎県	9,452	71.5
4	宮城县	17,567	69.2
5	千葉県	20,446	31.2
6	大分県	3,496	27.1
7	和歌山县	2,649	23.7
8	山梨県	2,254	22.4
9	山形県	2,712	21.4
10	熊本県	3,925	19.1
11	茨城县	4,706	13.7
12	愛知県	11,220	13.2
13	岐阜県	3,072	12.9
14	長崎県	1,955	12.1
15	静岡県	4,529	10.9
16	秋田県	1,115	10.6
17	福井県	855	9.2
18	栃木県	2,028	9.0
19	奈良県	1,298	8.2
20	東京都	10,073	8.1
21	神奈川県	7,297	7.8
22	石川県	1,014	7.8
23	滋賀県	1,331	7.8
24	徳島県	578	7.1
25	高知県	540	6.9
26	青森県	968	6.6
27	北海道	3,669	6.5
28	岩手県	849	6.0
29	長野県	1,455	5.9
30	三重県	1,255	5.9
31	山口県	894	5.9
32	群馬県	1,307	5.8
33	富山县	686	5.8
34	新潟県	1,394	5.5
35	大阪府	5,021	5.2
36	兵庫県	2,829	4.6
37	岡山县	1,023	4.6
38	島根県	344	4.4
39	愛媛県	682	4.4
40	埼玉県	2,907	3.8
41	広島県	1,126	3.6
42	沖縄県	560	2.8
43	福岡県	1,441	2.6
44	鳥取県	157	2.4
45	香川県	270	2.4
46	佐賀県	238	2.3
47	福島県	258	1.2
合計		185,803	13.4

平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

児童生徒1,000人当たりじめど認知件数(平成25年度)		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	平均		
事例1		[定義に照らしてじめど認知する。] <p>●定期的なじめどアンケートにA君がいいじめを受けていたことをA君が回答。B君、C君の証言は一致。体育の時間にバスケットボールの試合を行ったが、球技が苦手でも諦めずA君は一生懸命だった。その後、A君から嫌なことはされていないし、A君がどんどんバスケットボールをうまくなっていく。今では、B君に組体みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽みたいになっている。</p>	30以上 30未満	10以上 30未満	10未満									
事例2		[定義に照らしてじめど認知する。] <p>●「A君がB君からいつもいじめられられている。」と担任の先生に、C君が相談した。C君の証言は以下のとおり。 B君はA君に学校帰りにいつもかばんを持たせているなど、いろいろと命令している。A君が気に障ることがあるなど、「うざがんなな」と言ってA君を殴ったり、叫んだりする。A君はなんで自分がやられるのかとC君に不満を漏らした。</p>	100%	100%	100%	100%	94%	100%	100%	94%	94%	98%		
事例3		[定義に照らしてじめど認知する。] <p>●保護者が自分の子供A君が学校でじめどを受けていると担任に相談してきた。概要は以下のとおり。 「A君は学校で誰から、どのようなことをされているかの説明はない。母親によると、学校だからわからないじめのサインエクラン（机の上にある目玉や星型のマーク）などの表情が悪い」等、該当する項目がたくさんあること、いわゆる「暴力的・横暴的な暴力」ではないと想っているとの説明であった。 A君は学校でいじめの相手は存在しない。担任から見てもどうも美しく思えていたが、A君といふと、担任はすぐそこまで母親から塾へ行け生活を送つてもらおう。担任はA君といふと、A君といふと、A君のことが嫌い。よく罵が立つ」と言い、C君が先生に伝えた内容を認めた。</p>	[定義に照らしてじめど認知しない。]	100%	100%	100%	100%	94%	100%	100%	94%	94%	98%	
事例4		[定義に照らしてじめど認知する。] <p>●定期的なアンケート調査を実施したこところ、A君がいいじめを受けていると記載してきた。概要は以下のとおり。 「B君、C君、D君、E君がA君からいいじめを受けていた」という回答がある。A君は暴力傾向があり、言動が粗暴、体も大きめクラスで威圧的な存在であつた。 A君は暴力的で、A君から使うときは、常に暴力を受ける。時に暴力を受けるために、暴力を防ぐため、隣にいる人に訴える。しかし、その後、暴力はふるわないもの、威圧的である。B君、C君、D君、E君がA君と距離をとった。E君はA君がA君を強制的に強制的でないといふ。B君、C君、D君、E君はまた威圧をかけられた。E君は無視されている。B君、C君、D君、E君はいわゆる「社会的外見の差」によって認識される。</p>	平均	88%	82%	75%	65%	81%	74%	68%	65%	54%	36%	69%

・調査に当たり10の自治体を抽出した。自治体名はA～Jで表記する。自治体で事例4について、じめど認知するか否かを18者(都道府県教育委員会1、都道府県立学校2、市區町村教育委員会5、市區町村立小学校5及び中学校5、計18)が回答。そのうちじめどを認知するところを示している。

平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査
におけるいじめに係る調査の見直しについて

1 見直しを行う調査について

本調査中の調査II「平成26年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等」の各調査項目の見直しを行う。

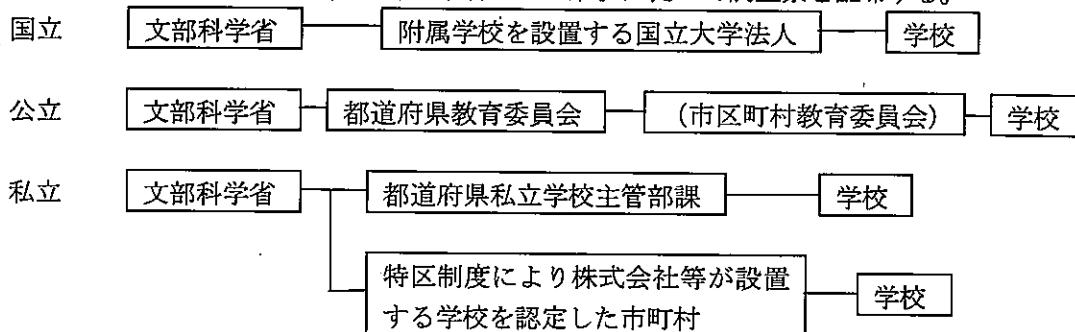
ただし、「11. いじめ防止対策推進法に関して」については、「(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(17頁)」のみ回答することとし、(2)～(4)(18頁)については回答不要である。

2 調査票の配布及び提出について

調査票の配布及び提出は、平成27年2月24日付け26初児生第50号にて依頼した平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査に準ずる。

【参考：調査実施要領より】

(1) 調査系統は次のとおりであり、文部科学省はこの系統に従って調査票を配布する。



(2) 市区町村教育委員会は所管の学校の状況を調査票に取りまとめ、都道府県教育委員会が定めた期限までに提出する。

(3) 国立大学法人、都道府県教育委員会、都道府県私立学校主管部課は、所管下の学校の状況及び市区町村教育委員会から提出された調査票の内容を集計の上、文部科学省に提出する。

(4) 特区制度により株式会社等が設置する学校については、当該学校を認定した市町村担当部課が調査票を取りまとめ、文部科学省に提出する。

3 提出期限

平成27年9月17日16:00までに当課宛て電子メールにて提出すること。

E-mail : s-sidou1@mext.go.jp

4 結果の公表の方法

(1) 調査IIの結果については、10月を目途に調査VIの結果と合わせて文部科学省が公表する。いじめに係る調査以外の結果の公表は9月初旬を予定している。

(2) 都道府県教育委員会等は、当該都道府県等についての調査の結果を文部科学省の公表後に公表することができる。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

いじめ防止対策推進法 第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

可疑があると認めるとき

- 因果関係が明確に認められなくとも因果関係が存在する可能性があれば、「重大事態」であると捉えます。
- 平成25年度「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」の結果を見ると「重大事態」として捉えるべき事案を見逃していることも考えられます。

不登校になったきっかけと「重大事態」の発生件数

	不登校児童生徒数	うち、不登校になったきっかけと考えられる状況が「いじめ」である児童生徒数	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数
小学校	24,175人	414人	41件 (9.9%)
中学校	95,442人	1,527人	62件 (4.0%)
高等学校	55,655人	178人	19件 (10.7%)
計	175,272人	2,119人	122件 (5.8%)

※括弧内の数字は、「不登校になったきっかけと考えられる状況が「いじめ」である児童生徒数」に占める「重大事態」の発生件数の割合

平成25年度「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」結果より

説明 3

京都府のいじめ防止等事業・施策一覧

京都府いじめ防止基本方針 2 いじめの防止等のために 京都府が実施する施策		平成27年度事業・施策
		(●:教育委員会所管、◇:知事部局所管、◎:警察本部所管)
(1) いじめ の 防 止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ●「京の子ども 明日へのとびら」作成配布 (7,200千円) ●規律ある行いを実践する教育推進事業 (2,500千円) <p style="margin-left: 20px;">・実生活でのルールや決まりについて、自ら考え理解することで、規範意識を実際の行動に移せる能力を育成 (各校(園)で活用できる体系化したカリキュラム作成)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ対応のための附属機関等の設置 (1,000千円) (「京都府いじめ防止対策推進委員会」の運営) ◇いじめ対応のための附属機関等の設置 (1,734千円) (「京都府いじめ調査委員会」、「京都府いじめ問題対策連絡会議」の運営) <p style="margin-left: 20px;">●いじめ早期対応緊急指導教員配置 (定数活用)</p> <p style="margin-left: 20px;">・いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員を配置し、学校体制の強化を図る ※非常勤講師の配置</p> <p style="margin-left: 20px;">●いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣 (3,000千円)</p> <p style="margin-left: 20px;">・生徒指導経験者・専門家等によるチームが、外部視点での学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施</p> <p style="margin-left: 20px;">●いじめ危機管理チーム派遣 (1,000千円)</p> <p style="margin-left: 20px;">・深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣</p> <p style="margin-left: 20px;">◎スクールサポーター配置 (警察)</p> <p style="margin-left: 20px;">・各警察署単位等に警察官OBをスクールサポーターとして配置し、学校へ派遣 (26警察署、本部少年サポートセンター(南部・北部)より:計42名配置)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの防止等のための教職員の資質能力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒指導講座実施 (総合教育センター講座) ●小中学校生徒指導主任会議開催
	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめに関する調査研究等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ対策等生徒指導推進事業 (8,000千円)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ・非行防止キャンペーン(PTAとの連携) (1,000千円) <p style="margin-left: 20px;">・地域の教育力を活かした声かけ・見守り運動の展開、保護者向け非行防止教室の実施</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ●教職員用ハンドブック等作成・配付 <p>◎非行防止教室の実施（警察）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールサポーターや現職警察官等による非行防止教室を各学校で開催（小・中・高：全校で実施）
(2) いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育相談体制の活用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラー配置（全中・高）（212,443千円） <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士によるカウンセリング ・児童生徒、教職員・保護者への助言・援助（小：16校、中・高：全校に配置） <p>●心の居場所サポーター配置（19,673千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談室等で相談・学習支援を行うため、心理を学ぶ大学院生や教員を志望する大学生等を心の居場所サポーターとして配置（小：16校、中：22校に配置） <ul style="list-style-type: none"> ●トータルアドバイスセンター教育相談（6,000千円） ●家庭教育相談（8,000千円） ●24時間電話相談（15,420千円） ●スーパーバイザー相談事業（教職員対象） <p>◇私立学校修学相談センター支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題等の解決を促進するため、私立学校が共同設置する相談機関への助成 <p>◎ヤングテレホンの設置（警察）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●全公立学校（京都市立除）いじめ調査実施（年2回）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域や家庭との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●<再掲>いじめ・非行防止キャンペー（PTAとの連携） ●府PTA指導者中央研修（ブロック別研修会）
(3) いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な外部人材の協力等による問題解決に向けた支援 	<p><再掲></p> <ul style="list-style-type: none"> ●いじめ対応のための附属機関等の設置 ●いじめ早期対応緊急指導教員配置 ●いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣 ●いじめ危機管理チーム派遣 <p>◎スクールサポーター配置（警察）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラー配置（全中・高） ●スーパーバイザー相談事業（教職員対象）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校非公式サイト監視等nettいじめ対策（7,818千円） <ul style="list-style-type: none"> ・学校非公式サイトなどネット上の監視（京都市立を除く公立のみ） <p>●nettいじめ通報サイト</p> <p>◇青少年のネットトラブル相談窓口（H27～新規）</p> <p>◇学校非公式サイト監視等nettいじめ対策（私学）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校相互間の連携協力体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域別生徒主任会議 ◎学校警察連絡会議（警察署単位等）

平成27年9月4日(金)

京都新聞 朝刊

「重大ないじめ」2件

府教委調査 把握も深刻化防げず

京都府教育委員会は3日、京都市を除く府内の公立小中高校と特別支援学校を対象にしたいじめの独自調査で、「重大ないじめ」が宇治市の小学校について

宇治市の小学校について
は、児童が同級生からプロレスごっこと称してたたかれるなどして医師から精神的疾患と診断され、6月から不登校になった。この児童は昨年度の調査で、「いじめに遭った」と答え、3段階で1段階目の「心身に苦

痛を感じたケース」とされていていた。宇治市教委は「学校はすでにいじめが解消している」と思っていた。認識が甘く、きちんと把握できていなかつた」と説明する。

調査は2013年度から始め、5回目。今回は37校の約13万人に対して4ヶ月までの状況を調べた。3段階で集計し、心身に苦痛を感じたケースは1万4千28人、2段階目の継続的・組織的に指導や観察が必要なケースは708人。重大ないじめは3段階目に当たる。(逸見祐介)

も、調査委員会を設置して事実関係の確認や再発防止策の検討を行っている。府教委の丸川修・教育企画監は「児童生徒が再び楽しい学校生活を送れるよう支えていきたい。小さな変化も見逃さないようにして、組織的に未然防止ができるよう努めていく」と話している。

いじめ被害 2校「重大」

5Y

府教委 宇治と城陽、改善をさず

府教委は、京都市を除く府内の公立小中高校と特別支援学校の児童、生徒を対象に行なったいじめ調査の結果を公表した。欠席が続くなどの「重大ないじめ被害」が、宇治市的小学校と城陽市の中学校で1人ずつあつた。いずれも学校側は昨年から初期段階のいじめがあつたと把握していたが、事態を改善できなかつた。両校とも校内に調査委員会を設置し対応策を検討している。

(川崎陽子)

ど苦痛を受けていること

を昨年から把握していた和田担当課長は「いじめの

が、十分な手立てを講じて小さな兆しも見逃さず、学

ることができるなかつた。生徒は現在も休みがちとい

う。校や市町村教委と連携して未然防止に努めたい」と話

じている。

校内に調査委員会設置

調査は、2011年に大津市で起きた中等2年の男子生徒の自殺問題を受け、宇治市教委によるもの。14年度から年2回実施。今回は今年4~7月、計約13万人に「いやな思いをしたことがあるか」「どのようにされられたか」「今はどうなっているか」などを尋ねた。

結果は、程度により3段階に区分。心身に苦痛を感じた初期のケースは約1万4000人、継続的な指導や経過観察を必要とするのは約700人だった。宇治、城陽両市の事例は「生命、心身に重大な被害が生じた疑い」とする最も重い段階に認定

された。宇治市教委によるこの児童は昨年末の調査に「同級生にプロレスがっこ」と称してたたかれている」と回答。学校側は加害児童に指導するなどして、解決を済みと判断していた。6月から欠席が続き、医療機

関を受診。現在は疊棲しているが、通常のクラスではなく、別室で授業を受けているところ。同市教委の担当者は「現状を把握し切れていなかつた児童が回復するまで継続的に応じたい」としている。

新規
資料

読書 27. 魚一

府教委・4~7月調査

府教委はこの日、公立小中高、特別支援学校を対象に全国的に実施した今年4~7月の第1回いじめ調査結果(京都市立を除く)を発表した。最も程度が重く、重大な被害が生じた疑いのある第3段階の事例が、宇治市の小学校と城陽市の中学校で各一件あつた。小学校では初めての認知で、いずれも解消されていないところ。

△ 濱原一朗

371校約13万人に対し教職員が組織的・継続して実施。認知件数は小学校1万1946件(うち解消1万1673件)▽中学校1669件(うち解消1519件)▽高校42件あると認めるものを第3段階と分類している。

別支援92件(同75件)だった。

心理的、物理的な影響を与える行為で児童や生徒が心身の苦痛を感じて、疾患と診断された。精神的なものを第1段階。うから不登校になっている

いじめ重大2件

という。児童は昨年度のアンケートで「いじめられている」と訴え学校はいじめた児童を指導していたとしたが、いじめは継続していたといふ。宇治市教委は「解決できず残念だ。学校対応のチェック体制が甘かった。再発防止に努めたい」としている。

一方、城陽市の中学校の生徒は、校内の複数の生徒から悪口を言われ、継続的な登校ができない状況。いずれも校内の調査委員会で再発防止に向けた検討をしているとう。

いじめの態様別では、全校種とも「冷やかしやからかい、悪口や書し文句などを言われる」が最も多く、「軽くぶつかられたり、遊ぶありをしてたたかれたり、蹴られたたりする」が続いた。

宇治の小学校と城陽の中学校

資料配布 朝日 27.9.12

「重大ないじめ」2件

今年4～7月、府教委調査

府教委はこのほど、京都市を除く府内の公立小中高校と特別支援学校を対象に実施した、いじめ調査の結果を公表した。「重大ないじめ」とされる「第3段階」に当たる事例は、宇治市の小学校、城陽市の中学校で各1件あった。

調査は今年4～7月の状況について、37校の約13万人を対象に行った。心理的、物理的な影響を与える行為で、被害者が心身の苦痛を感じているものを「第1段階」、教職員による組織的・継続的な指導や経過観察が必要なものを「第2段階」、生命・心身や財産に重大な被害が生じた疑いがあるものを「第3段階」とした。

府教委によると、「第3段階」とされた宇治市的小学校では、児童が同級生からプロレスじりこと称してたたかれるなどし、欠席するようになつた。城陽市の中学校の生徒は複数の生徒に悪口を言われ、欠席がちになつた。いずれも校内に調査委員会を設置するなどして、対応策を検討しているところ。(田中寧子)

地元2校「重大ないじめ」

宇治市教委 別室登校まで回復も未解決

京都府教委が今年度1学期に実施したいじめ調査で、宇治市立小学校と城陽市立中学校の各1校で「重大事態」があつたことが分かった。

いじめ調査は第1段階の「嫌な思い」をした「第2段階の組織的・継続的指導が必要」、第3段階の「重大事態」に分類している。宇治市教委による今年12月の調査で、被害児童は「嫌な思いをした」と回答したため、教師が加害児童を

指導した。が、その後もプロレスじっこなどと称して叩かれ、今年6月はすれ違ひざまにお腹を工場殴られた。被害児童は心に大きな傷

を負い、診断書を提出し、6月中頃から不登校に。学校、市教委が継続支援する中、夏休み明けの2学期からは別室登校しているが、解決には至っていない。

同級生数人から悪口

城陽の中学校では「いじめ」で指導

今年4月、生徒が同級生数人から悪口を言われ、継続的に登校できなくなった。この状況になつては、た複数の生徒を把握し

指導を行つたといふ。この「いじめ」事象に關し6月時点の状況を、府教委の独自調査に応じて報告。学校や市教委は生命、財産を

脅かす状況にまでは至つてしないとの認識を示しながらも、生徒が不安なく学校生活が送れるよう見守りを続けている。市教委は生徒には8月の補講から徐々に登校を始め、31日の始業式は休んだものの、9月1日からは毎日、登校できていると説明した。